

平成 31 年度入学者選抜 Ⅲ期選抜募集要項

福島県立葵高等学校

〒965-0877 福島県会津若松市西栄町4番61号

電話 (0242) 27-5461

FAX (0242) 27-5462

1 募集学科・定員

全日制普通科 募集定員 200 名からⅠ期選抜及びⅡ期選抜の合格者数を除いた数とする。
(Ⅰ期選抜、Ⅱ期選抜により定員を充足した場合、Ⅲ期選抜は実施しない。)

2 出願資格

中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業又は修了した者、あるいは平成31年3月卒業見込又は修了見込の者(以下「卒業生及び卒業見込の者」という。)又は中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

ただし、福島県立併設型中高一貫教育校における中学校(以下「併設型中学校」という。)から当該中学校に係る併設型中高一貫教育校における高等学校(以下「併設型高等学校」という。)への入学を志願する者(以下「併設型入学予定者」という。)を除く。

また、Ⅰ期選抜、Ⅱ期選抜又は連携型選抜に合格した者は、Ⅲ期選抜に出願することはできない。

3 出願手続き

(1) 出願できる学区

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

(2) 出願方法

- ① 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学(出身)中学校長を通して、本校校長に出願する。
- ② 上記①以外の者は、直接、本校校長に出願する。

4 出願期間

平成31年3月15日(金)から3月18日(月)とする。受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、672円切手(速達・簡易書留料金)を貼った「長形3号」の返信用封筒を同封の上、平成31年3月18日(月)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

5 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業生及び卒業見込の者

- ① 入学願書(統一様式)
- ② 調査書(統一様式)

ただし、年齢20歳以上の者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。

- ③ 受験票用紙(統一様式 受験番号欄の学科名、中学校名、氏名を記入したもの)
- ④ 入学検定料納付済証明書用紙(統一様式 中学校名、出願者氏名及び出願課程・学科名を記入したもの)
なお、Ⅲ期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(2) 上記(1)以外の者

- ① 入学願書
- ② 健康診断書(平成31年1月以降に医師の診断を受けたもの)
- ③ 履修証明書、学習成績証明書
- ④ 受験票用紙
- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙

(3) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

なお、Ⅰ期選抜、Ⅱ期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、Ⅰ期選抜、Ⅱ期選抜等で発行された「入学検定料納付済証明書」又はその写しを入学願書の裏面に貼付する。

6 自己申告書の提出

中学校において不登校や保健室登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（統一様式）を出願に際して本校校長に提出できる。

ただし、提出期間は、平成31年3月15日（金）から3月20日（水）までとする。

郵送の場合には、3月20日（水）必着とする。

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

7 県外等からの出願

- (1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。
- (2) 上記（1）以外の県外からの出願者は、上記5に示した出願書類のほか、次の書類を提出する。
 - ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
 - ② 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類
- (3) 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願する者については、上記5に示した出願書類のほか、保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類を提出する。

8 願書受付

- (1) 出願者には受験票及び入学検定料納付済証明書（Ⅲ期選抜において入学検定料を納付した者のみ）を交付する。
- (2) 次のいずれかに該当すると認められた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。
 - ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

9 出願先変更

出願者は、平成31年3月19日（火）に、1回に限り、出願先を変更することができる。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。その手続きについては「平成31年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

10 出願の取消し

出願者が出願を取り消す場合は、出願取消届（統一様式）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。その際、受験票を返還する。

ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

11 選抜方法・選抜資料

選抜は、調査書の審査結果、面接の結果及び小論文の結果を資料として、志願者の学ぶ意欲を重視し、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

- (1) 調査書
「各教科の学習の記録」は135点満点、「特別活動等の記録」を40点満点とし、合計175点満点とする。
- (2) 面接
個人面接を実施する。面接の内容には中学校における学習活動の成果を問う内容（数学・英語）を含む。面接については点数化する。
- (3) 小論文
小論文を実施する。小論文については点数化する。

(4) 自己申告書

自己申告書は、選抜に際して志願者を理解するための補助資料として取り扱う。

12 面接・小論文の日時、日程及び会場等

(1) 日 時 平成31年3月22日(金)

(2) 会 場 本 校

(3) 日 程 受付(本校会議室) 8:00 ~ 8:20

点呼・諸注意 8:20 ~ 8:50

小論文 9:00 ~ 10:00

個人面接 10:20 ~

(4) 持参する物 受験票、上ばき、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム(下敷は使用不可)

(5) そ の 他 計算機能や言語表現機能を有するもの、携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。

13 合格者発表

(1) 平成31年3月25日(月)午後3時以降に本校で発表する。なお、電話による問合せには応じない。

(2) 本校校長は、合格者に対して、合格通知書(統一様式)を交付する。

(3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。